

第2 審査申請手続

1 申請できる者及び業種

経営事項審査申請日現在で、建設業法の規定により、大分県知事の許可を受けている者及びその業種。(国土交通大臣許可業者については、九州地方整備局へ直接申請をすること。)

2 申請の時期

経営事項審査(経営状況分析を除く。)の申請をしようとする者は、各審査基準日ごとに定められた時期(P.7)に申請を行うこと。

3 申請方法

(1) 申請の予約について

経営事項審査の申請をしようとする者は、次の事項を記載した郵便往復はがきを、申請を行う月の前月に申請者の主たる営業所の所在地を所管する土木事務所(以下「管轄土木事務所」という。)に送付し、申請の予約を行うこと。申請日時等は、往復はがきの到着後、申請日時等指定票(※右下図参照)により通知する。なお、指定された日時で都合がつかない場合は、管轄土木事務所まで連絡すること。「建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)」による電子申請を行う場合でも、書面審査と同様のスケジュールで事前予約を行うこと。

◎往復はがき記載事項

- ・往復はがき(往信)の裏面には、経営事項審査を申請する旨、申請者の許可番号、住所及び電話番号を記載すること。
- ・往復はがき(返信)の表面には、申請者の郵便番号、住所及び申請者名を記載すること。なお、裏面は申請日時等指定票として使用するため、何も記載しないこと。また、切手63円を必ず貼付すること。(令和6年度に切手代の値上げが検討されていますのでご注意ください)

※なお、土木事務所へ直接予約票を持ち込む場合は、往復はがきに代えて以下2点による申込も可能とする

- (1) 必要事項を記入した「予約票」
- (2) 「申請日時等指定票」を貼付し、宛名欄に申請業者名(または行政書士名)・所在地を記入・切手を貼付したはがき

※予約方法の詳細は、次ページを参照すること

(2) 申請について

申請日時等指定票により指定された日時・場所に、申請書類3部(正本1部・副本2部)及び契約内容等確認書類の写し(原本不可)各1部を持参し申請を行うこと。なお、契約内容等確認書類の写しは実態調査対象業者と簡素化事業者で異なるため、注意すること。(P.17以降を参照)いずれの業者であるかは、日時指定時に併せて通知する。

土木事務所による一次審査(申請書類の不足等の形式審査)後、同月内に書面による調査を行う。なお、郵送による書類受付も可能であるが、記録が残る形(簡易書留・レターパック等)での送付とし、返信用封筒及び切手を同封すること。

なお、令和5年1月から稼働の「建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)」による電子申請を行う場合は、往復はがき通信面の様式にその旨を記載すること

【経営事項審査予約方法について】

(1) 往復はがきにより予約する場合

- ① 予約票を印刷し、往復はがきの「返信」と記載のある面の右横の面に貼付
- ② 「返信」と記載がある面に申請者の所在地・商号を記入

郵便往復はがき

切手

返信

大分市大手町3-1-1
(株)めじろん建設

予約表をここに貼付

予約表

返信時は、この横に貼った切手、郵便用紙等を貼って送ってください。

- ③ 「申請書類受付日時等指定票」を「往信」と記載がある面の右横の面に貼付
- ④ 「往信」と記載がある面に所管土木事務所の所在地を記載

郵便往復はがき

切手

往信

〇〇市▲▲町
××土木事務所
工事経理担当 宛

申請書類受付日時指定票をここに貼付

申請書類受付日時指定票

返信時は、この横に貼った切手、郵便用紙等を貼って送ってください。

経営事項審査の申請の予約をします。

許可番号 () 第 号

商号又は名称

代表者名

主たる営業所の所在地

電話番号

審査基準日 令和 年 月 日
(決算日)

受審希望月 令和 年 月 審査
※4月・2月・7月は審査を行わない

J C I Pによる電子申請を行う予定の事業者は以下のすべてに同意のうえ、✓をしてください。

※書面申請を行う場合はチェックしないでください。

J C I Pによる電子申請を行います。

この予約申込時点で、電子申請に必要なGビズIDを取得済であることに相違ありません。

指定の日時まで電子申請を行うことが難しい場合は、すみやかに所管土木事務所あて連絡します。

※申請者は記入しないこと。

申請書類受付日時等指定票

予約のあった経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請について、下記のとおり申請書類持込日時・審査予定日を指定します。

記

1 申請書類持込指定日時

令和 年 月 日 () :

※郵送による申請を行う場合は、記録が残る形（簡易書留等）により上記期日までに到着するように以下の書類受付場所まで送付してください。

申請予約時に建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）による申請を選択した場合も、上記の日時までに申請をしてください。

2 書類受付場所

3 申請書類

貴社は実態調査対象事業者です。

提出書類は、申請要領P. 15～20を参照してください。

なお、実態調査予定日は令和 年 月 日です。

(※変更となる可能性があります)

貴社は簡素化対象事業者です。

持参書類は、申請要領P. 15～17、P. 21～22を参照してください。

(2) 管轄土木事務所に

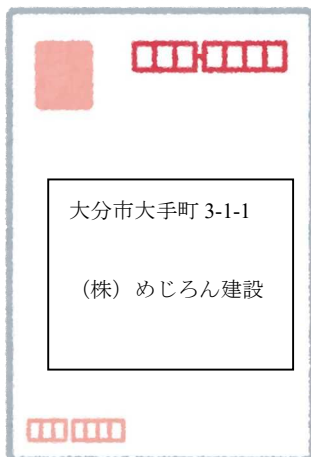
予約票を持ち込む場合

→①②を土木事務所に持ち込むこと

①予約票を印刷し、必要事項を記入

②はがき（官製はがき以外を用いる場合は、63円切手を貼付すること）の宛名面に申請業者名等を記入し、裏面に

「申請書類受付日時等指定票」
を貼付



裏面

経営事項審査の申請の予約をします。

許可番号 () 第 号

商号又は名称

代表者名

主たる営業所の所在地

電話番号

審査基準日 令和 年 月 日
(決算日)

受審希望月 令和 年 月 審査
※4月・2月・7月は審査を行わない

J C I Pによる電子申請を行う予定の事業者は以下のすべてに同意のうえ、✓をしてください。

※書面申請を行う場合はチェックしないでください。

J C I Pによる電子申請を行います。

この予約申込時点で、電子申請に必要なGビズIDを取得済であることに相違ありません。

指定の日時までに電子申請を行うことが難しい場合は、すみやかに所管土木事務所あて連絡します。

※申請者は記入しないこと。

申請書類受付日時等指定票

予約のあった経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請について、下記のとおり申請書類持込日時・審査予定日を指定します。

記

1 申請書類持込指定日時

令和 年 月 日 () :

※郵送による申請を行う場合は、記録が残る形（簡易書留等）により上記期日までに到着するように以下の書類受付場所まで送付してください。

申請予約時に建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）による申請を選択した場合も、上記の日時までに申請をしてください。

2 書類受付場所

3 申請書類

貴社は実態調査対象事業者です。

提出書類は、申請要領P. 15～20を参照してください。

なお、実態調査予定日は令和 年 月 日です。

（※変更となる可能性があります）

貴社は簡素化対象事業者です。

持参書類は、申請要領P. 15～17、P. 21～22を参照してください。